

News Release

報道関係者各位

2021年1月29日

マニユライフ生命、外貨建終身保険『こだわり生き生き終身保険(外貨建)』を新たに三井住友銀行で発売

- 一生涯にわたり死亡を保障する毎月利率変動型の外貨建平準払終身保険
- 一定期間の死亡保障を低く抑え、時間の経過とともに手厚く保障
- 保険料の払込期間が満了したら、将来の死亡保障にかえて年金での受取が可能

マニユライフ生命保険株式会社(取締役代表執行役社長兼 CEO:ブノワ・メスレ、本社:東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)は、無配当外貨建特別終身保険(積立利率変動型) ペットネーム 『こだわり生き生き終身保険(外貨建)』を、2021年2月1日より、株式会社三井住友銀行(代表取締役頭取 CEO:高島誠)を通じて発売いたします。

人生100年時代といわれライフスタイルが多様化するなか、中長期の資産形成の必要性がますます高まっています。万が一への備えを確保しながら、将来に向けて資金を準備したい、それを自分のために使う、あるいは家族のためにのこしたい、といった退職世代を中心とした幅広い層のお客さまのニーズに柔軟にお応えするのが、『こだわり生き生き終身保険(外貨建)』です。本商品は、一生涯にわたり死亡を保障する平準払いの終身保険です。積立金の運用は外貨で行い、積立利率は世の中の金利変動に連動し毎月更改されます。契約後一定期間の死亡保障を抑えることで、将来の保障をより手厚く確保することができ、さらに、保険料払込期間満了後は「死亡保障」としてご家族にのこすだけでなく、将来の死亡保障にかえて積立金の全部または一部を年金や一括で受け取ることもできます。

生き方や働き方が多様化するなか、マニユライフ生命は、自分らしい、これからの生き方を「Life 2.0」と名付けました。皆さまの「Life 2.0」をサポートするため、マニユライフ生命は今後も先進的な商品およびサービスの提供に取り組んでまいります。

『こだわり生き生き終身保険(外貨建)』の特長^{*1}

詳細は別紙および下記 URL を参照:

<https://www.manulife.co.jp/ja/individual/products/goods/kodawari-ikiikisyushin.html>

- 1. 契約通貨は2つの通貨から選択でき、積立利率は毎月見直されます。**
 - 契約通貨を米ドルまたは豪ドルのいずれかから選択できます。積立利率は毎月更改され、金利変動にゆるやかに連動します。また、最低保証積立利率(年1.5%^{*2})を下回ることはありません。
 - 保険金や解約返戻金は、契約通貨または円で受け取る^{*3}ことができます。
- 2. 契約後一定期間の死亡保障を抑えることで、将来の保障をより手厚く充実させます。**
 - 保険期間が、死亡保障を抑えた「第1保険期間」と、契約時に定めた基本保険金額^{*4}が保証される「第2保険期間」に分かれており、第1保険期間は5年、10年からお選びいただけます。
 - 第2保険期間中に積立金額^{*5}が基本保険金額以上になった場合の死亡保険金額は、「積立金額×1.01」の金額となり、時間の経過とともに保障も増加していきます。
- 3. 保険料払込期間満了後に、ライフプランに応じた選択ができます。**
 - 終身保険を継続し、一生涯の死亡保障を確保します。
 - 将来の死亡保障にかえて積立金の全部または一部を、円建ての年金で受け取れます。

- *1 この保険にかかる費用とリスクの詳細は別紙(5~7 ページ)をご覧ください。
 - *2 2021 年 1 月時点。
 - *3 「円支払特約 E 型」を付加した場合。その際、マニユライフ生命所定の為替レートが適用されます。
 - *4 基本保険金額は、第 2 保険期間中の死亡保険金額として、契約時に定める金額をいいます。ただし、契約後に減額されたときは、減額後の金額をいいます。
 - *5 積立金額は、払い込まれた保険料および経過年月数により、保険関係費を控除したあと、積立利率を適用して計算されます。
-

マニユライフ生命について

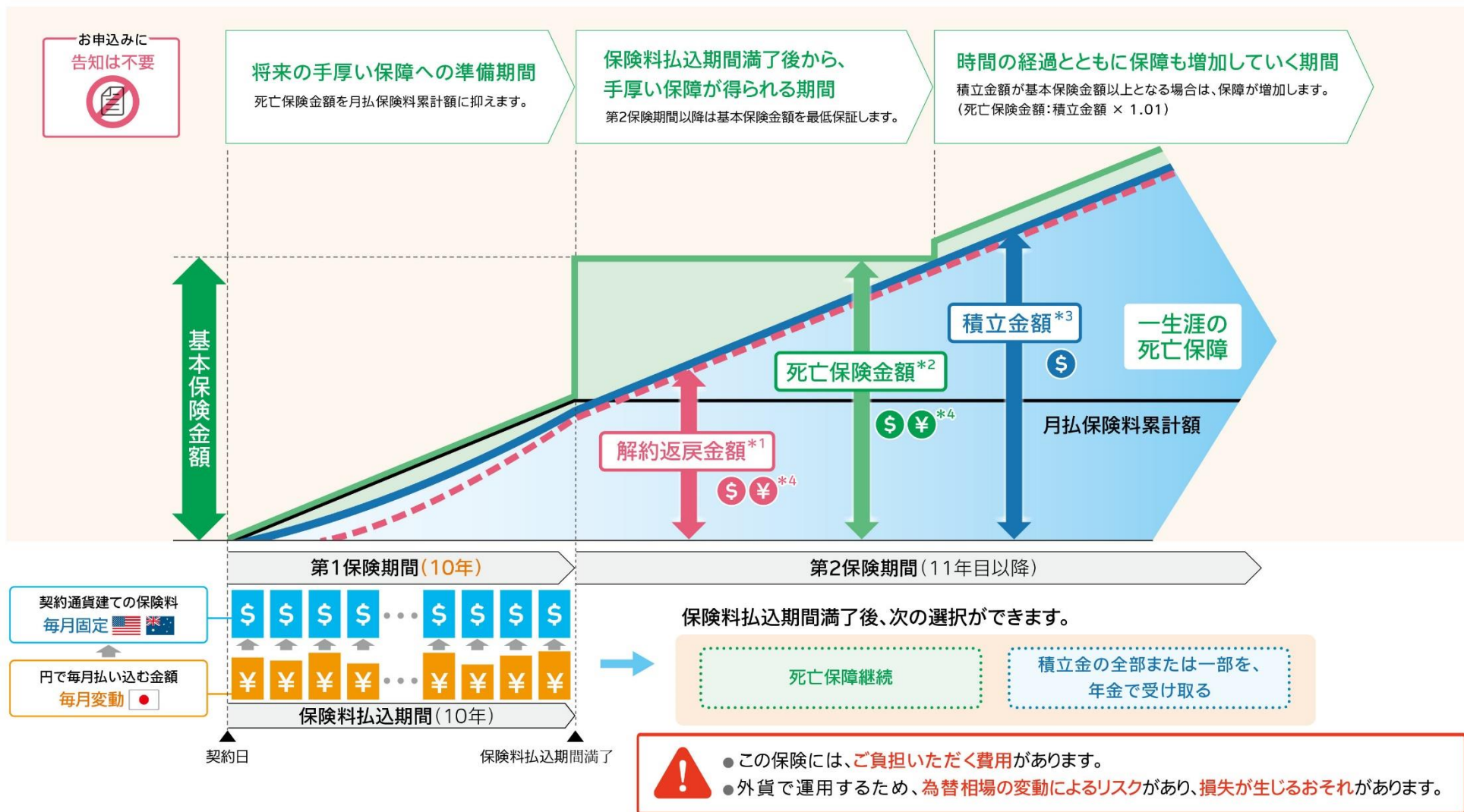
マニユライフ生命は、カナダを本拠とする大手金融サービスグループ、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニユライフ)のグループ企業で、2019 年、設立 20 周年を迎えました。プランライト・アドバイザー(自社営業職員)、金融機関、代理店の 3 つの販売チャネルを通じて、法人ならびに個人のお客さまへ、先進的な商品と質の高いサービスを提供しています。詳細はウェブサイト(www.manulife.co.jp)をご覧ください。

「Life 2.0」とは

人生 100 年時代と言われ、生き方や働き方が多様化する現在において、マニユライフ生命は、皆さまが自ら積極的に行動して未来を切りひらいていくことを応援していきたいと考えています。そして、自分らしい、これからの生き方を「Life 2.0」(ライフ 2.0)と名付けました。「Life 2.0」のかたちは、人それぞれです。マニユライフ生命は、保険会社ならではの多面的な発想と先を見通すプランニングで、皆さまの健康で豊かな「Life 2.0」の実現をお手伝いします。

<『こだわり生き生き終身保険(外貨建)』別紙>

[イメージ図] 第1保険期間(10年)・保険料払込期間(10年)・月払の場合 ※図はイメージです。将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



*1 契約日から10年以内は積立金額から解約控除を差し引いた金額になります。
*2 第1保険期間中の死亡保険金額は多くの場合、基本保険金額を下回ります。

*3 保険関係費を差し引いた金額になります。
*4 円支払特約E型を付加すると、円で受け取れます。

【主な取り扱い】

契約通貨		米ドル／豪ドル																						
基本保険金額	最低額	20,000米ドル／20,000豪ドル																						
	最高額	● 第1保険期間(5年)の場合																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約年齢</th> <th>保険料払込期間10年</th> <th>保険料払込期間20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0*～15歳</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>16～19歳</td> <td>1,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>20～65歳</td> <td>2,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>66～70歳</td> <td>1,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>71～80歳</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		契約年齢	保険料払込期間10年	保険料払込期間20年	0*～15歳	—	—	16～19歳	1,000万円	1,000万円	20～65歳	2,000万円	1,000万円	66～70歳	1,000万円	1,000万円	71～80歳	—	—			
	契約年齢	保険料払込期間10年	保険料払込期間20年																					
	0*～15歳	—	—																					
16～19歳	1,000万円	1,000万円																						
20～65歳	2,000万円	1,000万円																						
66～70歳	1,000万円	1,000万円																						
71～80歳	—	—																						
● 第1保険期間(10年)の場合																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約年齢</th> <th>保険料払込期間10年</th> <th>保険料払込期間20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0*～15歳</td> <td>500万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>16～19歳</td> <td>1億円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>20～24歳</td> <td>2億5,000万円</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>25～70歳</td> <td>3億円</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>71～80歳</td> <td>2億円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		契約年齢	保険料払込期間10年	保険料払込期間20年	0*～15歳	500万円	—	16～19歳	1億円	1,000万円	20～24歳	2億5,000万円	3,000万円	25～70歳	3億円	3,000万円	71～80歳	2億円	—					
契約年齢	保険料払込期間10年	保険料払込期間20年																						
0*～15歳	500万円	—																						
16～19歳	1億円	1,000万円																						
20～24歳	2億5,000万円	3,000万円																						
25～70歳	3億円	3,000万円																						
71～80歳	2億円	—																						
<p>*0歳は、申込日が出生の日からその日を含めて14日経過後とします。</p> <p>※基本保険金額の最高額は、契約日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを 用いて円に換算した金額です。</p>																								
単位	1,000米ドル／1,000豪ドル																							
増額・減額	増額は取り扱いません。 減額は取り扱います。																							
保険料払込期間・契約年齢		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険料払込期間</th> <th colspan="2">契約年齢</th> </tr> <tr> <th>第1保険期間5年</th> <th>第1保険期間10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年</td> <td rowspan="2">16～70歳</td> <td>0～80歳</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>16～70歳</td> </tr> </tbody> </table>		保険料払込期間	契約年齢		第1保険期間5年	第1保険期間10年	10年	16～70歳	0～80歳	20年	16～70歳											
保険料払込期間	契約年齢																							
	第1保険期間5年	第1保険期間10年																						
10年	16～70歳	0～80歳																						
20年		16～70歳																						
保険料	保険料の払方*	<ul style="list-style-type: none"> ・月払 ・年2回払(6ヵ月分)／年1回払(12ヵ月分) ・全期前納(10年分) <p>※保険料の払込方法は月払のみです。</p>																						
	最低保険料	30米ドル／30豪ドル																						
	払込通貨	円 ※全期前納の場合のみ、契約通貨(米ドルまたは豪ドル)でも可																						
	払込等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経路</th> <th colspan="3">保険料の払方*</th> </tr> <tr> <th>月払</th> <th>年2回払(6ヵ月分) 年1回払(12ヵ月分)</th> <th>全期前納</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1回保険料</td> <td>振込</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2回以降の 保険料</td> <td>口座振替</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			経路	保険料の払方*			月払	年2回払(6ヵ月分) 年1回払(12ヵ月分)	全期前納	第1回保険料	振込	○	○	クレジットカード	○	—	第2回以降の 保険料	口座振替	○	—	クレジットカード	○
経路	保険料の払方*																							
	月払	年2回払(6ヵ月分) 年1回払(12ヵ月分)	全期前納																					
第1回保険料	振込	○	○																					
	クレジットカード	○	—																					
第2回以降の 保険料	口座振替	○	—																					
	クレジットカード	○	—																					

* 上記の表では、保険料の払方を次のように読み替えて表示しています。

・登録制一括払(6ヵ月単位) → 年2回払(6ヵ月分) ・登録制一括払(12ヵ月単位) → 年1回払(12ヵ月分)

死亡保険金額*	第1保険期間	月払保険料 × 経過月数 ※積立金額が上記の金額を超える場合は、積立金額
	第2保険期間	基本保険金額 ※積立金額が基本保険金額以上となる場合は、「積立金額 × 1.01」
クーリング・オフ		取り扱います。
解約		解約返戻金額は、契約日から10年以内は積立金額から解約控除を差し引いた金額となります。解約した場合、ご契約は消滅します。
主な特約	米ドル特約C型 豪ドル特約C型 必須付加	付加したいいずれかの特約の通貨を契約通貨として取り扱います。
	円入金特約 必須付加	保険料を円でお支払いのみいただけます。保険料を契約通貨建て(米ドル・豪ドル)で全期前納する場合は付加されません。
	円支払特約E型	死亡保険金、解約返戻金等を円で受け取れます。
	リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されたとき、死亡保険金を特約保険金として被保険者が受け取れます。
	指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金を、被保険者が請求できない特別な事情があるときに、指定代理請求人が請求できます。

* 支払事由に該当し、死亡保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。

この保険にかかる費用

保険関係費

- お支払いいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が控除されます。

※ 保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

解約時、減額時、払済特別終身保険への変更時および払済定額終身保険への変更時にご負担いただく費用

- 次の①～④の手続き時には、契約日から解約する日または契約内容を変更する日までの経過年月数(保険料をお支払いいただいた年月数)に応じて、積立金額から解約控除をご負担いただきます。

- ① 解約
- ② 減額
- ③ 払済特別終身保険への変更
- ④ 払済定額終身保険への変更

- 解約控除をご負担いただく期間は、契約日から10年間とします。

※ 解約控除は、経過年月数(保険料をお支払いいただいた年月数)・保険料払込期間等によって異なるため、一律には記載できません。

※ 払済特別終身保険または払済定額終身保険への変更後の解約および減額時に、解約控除のご負担はありません。

次のページへ続く 

外貨の取扱いによりご負担いただく費用

- 前納する保険料を外貨でお払い込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります(くわしくは、取扱金融機関にご確認ください)。
- 死亡保険金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは、取扱金融機関にご確認ください)。
- 次の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「円入金特約」を付加し、保険料を円でお払い込みいただく場合の為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
② 「円支払特約E型」を付加し、死亡保険金等を円でお支払いする場合の為替レート		
③ 「無配当年金特約」および「円支払特約E型」を付加し、年金基金を円に換算する場合の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭
④ 「無配当年金支払移行特約」および「円支払特約E型」を付加し、積立金を円に換算する場合の為替レート		

*対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

※外貨の取扱いによりご負担いただく費用は2021年2月現在のものであり、将来変更されることがあります。

無配当年金特約または無配当年金支払移行特約を付加した場合、年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払期間中、次の年金管理費をご負担いただきます。

項目	費用	時期
年金管理費 【年金支払の管理にかかる費用】	責任準備金額に 0.4%を乗じた金額	年金支払日に責任 準備金から控除

この保険の為替リスク

- この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。
- したがって、「お支払い時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額等」が、「お払い込み時点の為替相場で円換算した保険料の総額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。
 - ・ 契約通貨建ての保険料を円に換算した金額は、「円入金特約」の為替レートの変動に応じて、お払い込みのたびに変動(増減)します。
 - ・ 「円支払特約E型」を付加して円に換算してお支払いする死亡保険金の額等は、「円支払特約E型」の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。このため、「契約時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額等」を下回ることがあります。